

# 割賦販売契約約款

## 第1条 (契約の適用および契約内容)

楽天モバイル株式会社（以下「当社」といいます）は、当社が指定する携帯電話機、その付属品およびその他の商品（以下併せて「対象商品」といいます）の販売にあたり、この割賦販売契約約款（以下「本約款」といいます）を定めます。お客様は、本約款に規定する内容に従い、当社との間で対象商品の割賦販売にかかる契約（以下「本契約」といいます）を締結するものとします。

## 第2条 (申込条件)

1. お客様は、当社所定の申込書（以下「本申込書」といいます）に必要事項を記載のうえ、申し込みを行うものとします。また、当社は、お客様に対し、申し込み手続に必要な資料等の提出を求められるものとしお客様は当社から本申込書の他に申し込み手続に必要な資料等の提出を求められた場合は、当社指定の期日までに当該資料等を提出しなければならないものとします。
2. 当社は、お客様が前項に規定する申込条件を満たさない場合、または以下のいずれかに該当する場合もしくは該当するおそれがある場合、お客様からの本契約の申し込みを拒絶することができるものとします。
  - (1) お客様が購入する対象商品にかかる割賦金（各回ごとの商品代金の支払金額をいい、以下同様とします）の合計額が当社の定める額に満たない場合
  - (2) お客様が割賦金の支払を現に怠り、または怠るおそれがある場合
  - (3) お客様と当社との間で締結している割賦販売契約または個別信用購入あっせん契約の総数が当社が定める基準を超えている場合
  - (4) お客様が当社が提供する他のサービスにかかる利用料金その他の債務の支払を現に怠り、または怠るおそれがある場合
  - (5) お客様が当社と契約を締結しているまたは締結していた他のサービスにかかる契約約款等に違反したことがある場合
  - (6) 楽天株式会社ならびにその子会社および関連会社の提供するサービスに関する契約約款等に違反したことがある場合
  - (7) 当社の業務遂行上支障がある場合

## 第3条 (本契約の成立時点)

本契約は、当社がお客様からの申し込みを承諾した旨を、お客様に通知した時点をもって成立するものとします。

## 第4条 (商品の引渡しおよび所有権の移転)

1. 当社は、本契約成立後、対象商品を当社所定の方法によりお客様に引渡すものとし、対象商品の現実の引渡しが完了した時に対象商品の所有権が当社からお客様に移転するものとします。
2. お客様は、商品の所有権の移転前においては、当該商品を担保に供し、譲渡し、または転売することができないものとします。

## 第5条 (割賦金の支払期日・支払方法)

お客様は、割賦金を、本申込書記載の支払期日（以下「支払期日」といいます）までに、本申込書記載の支払方法により、当社（第13条（割賦債権の譲渡）の規定により債権譲渡を行った場合は、譲渡先の第三者）に支払うものとします。

## 第6条 (債務の履行の継続)

お客様は、本契約に基づく債務の完済までに、お客様と当社との間で締結したその他のサービスの契約約款等に基づく契約が解除された場合であっても、その原因のいかんにかかわらず、本契約に基づく債務の履行を継続するものとします。

## 第7条 (期限の利益の喪失)

1. お客様は、次のいずれかに該当する事由が生じた場合は、当然に本契約に基づく債務について期限の利益を失い、直ちに債務を履行するものとします。
  - (1) 支払期日に割賦金の支払を遅滞し、20日以上相当な期間を定めてその支払を書面で催告されたにもかかわらず、その期間内に支払わなかった場合
  - (2) 自ら振出した手形、小切手が不渡りになったときまたは一般の支払を停止した場合
  - (3) 差押、仮差押、保全差押、仮処分の申立てまたは滞納処分を受けた場合
  - (4) 破産、民事再生、特別清算、会社更生その他裁判上の倒産処理手続の申立てを受けた場合または自らこれらの申立てをした場合
  - (5) 対象商品の購入がお客様にとって商行為（業務提供誘引販売個人契約を除きます）となる場合で、お客様が割賦金の支払を1回でも遅滞した場合
2. お客様は、次のいずれかに該当する事由が生じた場合は、当社（第13条（割賦債権の譲渡）の規定により債権譲渡を行った場合は、譲渡先の第三者）の請求により本契約に基づく債務について期限の利益を失い、直ちに債務を履行するものとします。
  - (1) 本契約上の義務に違反し、その違反が本契約の重大な違反になる場合
  - (2) お客様が、当社と締結している本契約以外の割賦販売契約または個別信用購入あっせん契約に基づく債務について、期限の利益を喪失した場合
  - (3) 第14条（反社会的勢力の排除）第3項の規定に該当する場合
  - (4) その他お客様の信用状態が著しく悪化した場合

## 第8条 (遅延損害金)

1. お客様は、割賦金の支払を遅延したときは、支払期日の翌日から支払日に至るまで、当該割賦金に対し法定利率を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。
2. お客様が、期限の利益を喪失したときは、期限の利益喪失の日から完済の日に至るまで、対象商品の支払総額のうち未払部分の金額に対し法定利率を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。

## 第9条 (費用等の負担)

1. お客様は、当社に対する割賦金の支払に関する手数料を当社が請求する場合には、これを負担するも

のとします。

2. お客様は、当社が請求する場合には、支払を遅滞したことにより当社が金融機関に再度口座振替の依頼をしたときは再振替手数料を、振込用紙を送付したときは振込用紙送付手数料を別に支払うものとしてします。
3. お客様は、割賦金の支払遅滞等お客様の責に帰すべき事由により当社が訪問集金したときは、当社が請求する場合には、訪問集金費用を別に支払うものとしてします。
4. 当社が、お客様に対して第7条第1項第1号に基づく書面による催告をしたときは、当社が請求する場合には、お客様は当該催告に要した費用を負担するものとしてします。
5. お客様が当社に支払う費用等について公租公課が課せられる場合、または、公租公課（消費税等を含みます）が増額される場合は、当社が請求する場合には、お客様は当該公租公課相当額または当該増額分を負担するものとしてします。

#### **第10条（届出事項の変更）**

1. お客様は、当社に届出た氏名・住所・連絡先等の変更をした場合は、速やかに当社に通知するものとしてします。
2. お客様は、前項の通知がないために、当社（第13条（割賦債権の譲渡）の規定により債権譲渡からの通知または送付書類等が延着または不到達となった場合には、通常到達すべき時に到達したものと当社がみなすことに同意するものとしてします。

#### **第11条（契約上の地位の譲渡）**

お客様は、あらかじめ当社の同意を得た場合を除き、本契約にかかる契約上の地位を譲渡することはできないものとしてします。

#### **第12条（見本・カタログ等と現物の相違による売買契約の解除等）**

お客様は、見本・カタログ等により申し込みをした場合において、引渡された対象商品が見本・カタログ等と相違している場合は、当社に対象商品の交換を申し出るかまたは本契約の解除ができるものとしてします。

#### **第13条（割賦債権の譲渡）**

1. お客様は、当社がお客様に対する本契約に基づく債権を第三者に譲渡することや第三者の担保に供することにあらかじめ同意するものとしてします。当社および第三者は、当該債権を譲渡し、または担保に供するにあたり、お客様への個別の通知または譲渡承認の請求を省略するものとしてします。
2. お客様は、当社が前項の規定に基づき第三者に債権を譲渡または担保に供する場合において、当社がお客様の氏名、住所および契約者識別番号等のお客様の契約者情報、ならびに金融機関の口座番号およびクレジットカード番号等のお客様の決済情報を当該第三者に提供することにあらかじめ同意するものとしてします。また、お客様は、当社が当該第三者から譲渡または担保に供したお客様に対する債権にかかる支払状況等の情報の提供を受けることにあらかじめ同意するものとしてします。

#### 第14条 (反社会的勢力の排除)

1. お客様は、お客様が、現在、次のいずれにも該当しないこと、および将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
  - (1) 暴力団
  - (2) 暴力団員および暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者
  - (3) 暴力団準構成員
  - (4) 暴力団関係企業
  - (5) 総会屋等
  - (6) 社会運動等標ぼうゴロ
  - (7) 特殊知能暴力集団等
  - (8) 前各号の共生者
  - (9) その他前各号に準ずる者
2. お客様は、自らまたは第三者をして次のいずれかに該当する行為を行わないことを確約するものとします。
  - (1) 暴力的な要求行為
  - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
  - (4) 風説を流し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為
  - (5) その他前各号に準ずる行為
3. お客様が第1項もしくは第2項のいずれかに該当した場合、第1項もしくは第2項の規定に基づく確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、当社が行う本条に関する必要な調査に応じない場合、または当該調査に対して虚偽の回答をした場合のいずれかであって、本契約を締結すること、または本契約を継続することが不適切であると当社が認める場合には、当社は、お客様との本契約の締結を拒絶し、または本契約を催告なしに解除することができるものとします。本契約が解除された場合、お客様は、本契約に基づく債務について期限の利益を失い、直ちに債務を履行するものとします。
4. 前項の規定の適用により、当社に損失、損害または費用（以下「損害等」といいます）が生じた場合には、お客様は、これを賠償する責任を負うものとします。また、前項の規定の適用により、お客様に損害等が生じた場合でも、お客様は、当該損害等について当社になんら請求をしないものとします。

#### 第15条 (個人情報の取扱い)

当社は、本契約にかかるお客様の個人情報の取扱いについて、「割賦販売・個別信用購入あっせん等における個人情報の取扱いについて」を定め、これを当社のインターネットホームページ等において公表しております。

#### 第16条 (準拠法・合意管轄裁判所)

1. 本約款の成立、効力、履行、解釈に関する準拠法は日本法とします。
2. 本約款およびこれに関連する取引により生ずる権利義務に関する訴訟は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### **第17条 (本約款の変更)**

当社は、本約款を変更することができるものとします。この場合、本契約の契約条件は変更後の本約款によるものとします。

以上

制定日：2021年6月1日

## 個別信用購入あっせん契約約款

### 第1条（契約の適用および契約内容）

1. 楽天モバイル株式会社（以下「当社」といいます）は、お客様が、販売店から当社が指定する携帯電話機、その付属品およびその他の商品（以下併せて「対象商品」といいます）を購入するにあたり、お客様が当社との間で対象商品について締結する個別信用購入あっせんにかかる契約（以下「本契約」といいます）について、この個別信用購入あっせん契約約款（以下「本約款」といいます）を定めます。本契約において当社およびお客様は、本約款の定めに従うものとし、
2. 本契約に基づき、お客様は、当社に対し、お客様が販売店との間で締結する売買契約（以下「売買契約」といいます）に基づき購入する対象商品の現金販売価格の合計額から頭金を除いた額（以下「残金」といいます）を、当社がお客様に代わって販売店に立替払いすることを委託し、当社は、これを受託します。
3. お客様と販売店との間の対象商品にかかる売買契約の規定と本約款に定める規定が矛盾抵触する場合は、本約款に定める規定が優先して適用されるものとし、

### 第2条（申込条件）

1. お客様は、当社所定の申込書（以下「本申込書」といいます）に必要事項を記載のうえ、当社に対してかかる本申込書を提出することにより本契約の申し込みを行うものとし、当社は、お客様に対し、当該申し込みにかかる当社の手続に必要な資料等の提出を求めることができるものとし、お客様は、かかる当社の求めに応じて、当社指定の期日までに当該資料等を提出しなければならないものとし、
2. 当社は、お客様が前項に規定する申込条件を満たさない場合、または以下のいずれかに該当する場合もしくは該当するおそれがある場合、お客様からの本契約の申し込みをお断りすることができるものとし、
  - （1） お客様が購入する対象商品にかかる残金に第9条第1項に基づく分割払手数料を加算した金額が、当社の定める額に満たない場合
  - （2） お客様が分割支払金（第5条の定めに従い各支払期日においてお客様にお支払いいただく本申込書記載の金額をいい、以下同様とします）の支払を怠るおそれがある場合
  - （3） お客様と当社との間で締結している割賦販売契約または個別信用購入あっせん契約の総数が当社の定める基準を超えている場合
  - （4） お客様が、当社が提供する他のサービスにかかる利用料金その他の債務の支払を現に怠り、または怠るおそれがある場合
  - （5） お客様が当社と契約を締結しているまたは締結していた他のサービスにかかる契約約款等に違反したことがある場合
  - （6） お客様が楽天グループ株式会社ならびにその子会社および関連会社の提供するサービスに関する契約約款等に違反したことがある場合
  - （7） 当社の業務遂行上支障がある場合

(8) その他当社が本契約の締結を不適切であると判断した場合

### 第3条 (本契約等の成立)

1. 本契約は、当社が第2条第1項に定めるお客様からの申し込みを承諾し、その旨を販売店に通知した時点をもって当社とお客様の間において成立するものとします。なお、当社がかかるお客様の申し込みをお断りする場合も、その旨が販売店に通知されるものとします。この場合、販売店からお客様にその旨が通知されるものとします。
2. お客様と販売店との間の対象商品にかかる売買契約は、お客様から販売店にその申し込みがあった後、販売店がお客様に代わって当社に本契約の申し込みをした時点を持ってお客様と販売店の間において成立するものとします。ただし、かかる売買契約の効力は、本契約が成立した時点に発生するものとし、本契約が不成立となった場合には、売買契約も本契約の申込時に遡って成立しなかったものとします。

### 第4条 (対象商品の引渡しおよび所有権の移転)

1. 対象商品は、前条第1項に基づき本契約が成立後、販売店からお客様に引渡されるものとし、対象商品の現実の引渡し完了した時に対象商品の所有権が販売店からお客様に移転するものとします。
2. お客様は、前項に基づく対象商品の所有権の移転前においては、当該対象商品を担保に供し、譲渡し、または転売することができないものとします。

### 第5条 (分割支払金の支払期日・支払方法)

お客様は、分割支払金を、本申込書記載の支払方法により、当社(第14条の規定により債権譲渡を行った場合は、譲渡先の第三者)に支払うものとします。

### 第6条 (債務の履行の継続)

お客様は、本契約に基づきお客様が当社に対して負う分割支払金全額の完済までに、お客様と当社との間で締結した楽天モバイル通信サービス契約約款、楽天モバイル通信サービス(5G)契約約款その他当社の携帯電話サービスにかかる契約約款等に基づく契約が解除された場合であっても、その原因のいかんにかかわらず、かかる分割支払金全額について弁済義務の履行を継続するものとします。

### 第7条 (期限の利益の喪失)

1. お客様は、次のいずれかに該当する事由がお客様に生じた場合は、当然に分割支払金の支払義務その他の本契約に基づきお客様が当社に対して負う債務の全てについて期限の利益を失い、直ちに当該債務の弁済義務を履行するものとします。
  - (1) 本項第5号に定める場合を除き、支払期日に分割支払金の支払を遅延し、20日以上相当な期間を定めてその支払を書面で催告されたにもかかわらず、その期間内に支払わなかった場合
  - (2) 自ら振出した手形、小切手が不渡りになったときまたは一般の支払を停止した場合
  - (3) 差押、仮差押、保全差押、仮処分の申立てまたは滞納処分を受けた場合

- (4) 破産、民事再生、特別清算、会社更生その他裁判上の倒産処理手続の申立てを受けた場合または自らこれらの申立てをした場合
  - (5) 売買契約がお客様の営業のためにまたは営業として締結される取引（業務提供誘引販売個人契約を除きます）であって、お客様が分割支払金の支払を1回でも遅延した場合
2. お客様は、次のいずれかに該当する事由がお客様に生じた場合は、当社（第14条の規定により債権譲渡を行った場合は、譲渡先の第三者）の請求により分割支払金の支払義務その他の本契約に基づきお客様が当社に対して負う金銭債務の全てについて期限の利益を失い、直ちに当該債務の弁済義務を履行するものとします。
- (1) 本契約上の義務に違反し、その違反が本契約の重大な違反になる場合
  - (2) 当社と締結している本契約以外の割賦販売契約または個別信用購入あっせん契約に基づく債務について、期限の利益を喪失した場合
  - (3) 第15条第3項の規定に基づく解除が行われた場合
  - (4) その他お客様の信用状態が著しく悪化した場合

#### **第8条（遅延損害金）**

1. お客様は、分割支払金の支払を遅延したときは、支払期日の翌日から支払日に至るまで、当該分割支払金に対し法定利率を乗じた額の遅延損害金を当社に支払うものとします。
2. 前条に基づきお客様が期限の利益を喪失したときは、お客様は当該期限の利益喪失の日から完済の日に至るまで、対象商品の支払総額のうち未払部分の金額に対し法定利率を乗じた額の遅延損害金を当社に支払うものとします。

#### **第9条（費用等の負担）**

1. お客様は、当社に対する分割支払金の支払に要する費用（送金手数料）および分割手数料を当社が請求する場合には、これを負担するものとします。
2. お客様は、分割支払金の支払を遅延したことにより当社が金融機関に再度口座振替の依頼をしたときは再振替手数料を、振込用紙を送付したときは振込用紙送付手数料を、その他の方法により請求を行ったときは当社の請求に従い別に支払うものとします。
3. お客様は、分割支払金の支払遅延その他のお客様の責に帰すべき事由により、当社が分割支払金その他の本契約に基づきお客様が当社に負う債務の訪問集金したときは、当社の請求に従い、訪問集金費用を別に支払うものとします。
4. 当社が、お客様に対して第7条第1項第1号に基づく書面による催告をしたときは、お客様は、当社の請求に従い当該催告に要した費用を負担するものとします。
5. 前各項に基づきお客様が当社に支払う費用等について公租公課が課せられる場合、または、公租公課（消費税等を含みます）が増額される場合は、お客様は、当社の請求に従い当該公租公課相当額または当該増額分を負担するものとします。

#### **第10条（届出事項の変更）**

1. お客様は、本契約に基づき当社に届出た氏名・住所・連絡先等の変更をした場合は、速やかにその旨

を当社所定の方法により当社に通知するものとします。

2. お客様は、前項の通知がないために、当社（第14条の規定に基づき債権譲渡が行われた場合は、当該譲渡先の第三者）からの通知もしくは送付書類等が延着または不到達となった場合には、通常到達すべき時に到達したものと当社がみなすことに同意するものとします。

### **第11条（契約上の地位の譲渡）**

お客様は、あらかじめ当社の書面による同意を得た場合を除き、本契約にかかる契約上の地位および権利義務を譲渡することはできないものとします。

### **第12条（見本・カタログ等と現物の相違による売買契約の解除等）**

1. お客様は、見本・カタログ等により申し込みをした場合において、引渡された対象商品が見本・カタログ等と相違している場合は、販売店に対象商品の交換を申し出るかまたは売買契約の解除ができるものとします。
2. 前項に基づきお客様が売買契約を解除した場合、お客様は、速やかに当社に対しその旨を通知するものとします。

### **第13条（支払停止の抗弁）**

1. お客様は、以下の各号のいずれかの事由が存するときは、第4項に定める書面および資料を添えて当社に申し出ることにより、その事由が解消されるまでの間、当該事由の存する対象商品について、当社に対する分割支払金の支払を留保することができるものとします。
  - (1) 商品の引渡しが行われないこと
  - (2) 商品に破損、汚損、故障、その他の瑕疵があること
  - (3) その他商品の販売について、販売店に対して生じている事由があること
2. 当社は、お客様が前項に基づき分割支払金支払を留保する旨を当社に申し出たときは、直ちに当社所定の手続を講じるものとします。
3. お客様は、第1項の申出をするときはあらかじめ第1項各号の事由の解消のため、販売店と交渉を行うよう努めるものとします。
4. お客様は第1項の申出をするときは、速やかに第1項各号の事由を記載した書面および資料を当社に提出するよう努めるものとします。また、当社が第1項各号の事由について調査する必要があるときは、お客様は、その調査に協力するものとします。
5. 第1項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、お客様は分割支払金の支払を留保することはできないものとします。
  - (1) 売買契約がお客様の営業のためにまたは営業として締結される取引（業務提供誘引販売個人契約を除きます）に該当するとき
  - (2) 本申込書記載の支払総額が4万円に満たないとき
  - (3) お客様による支払の留保が信義に反すると認められるとき
  - (4) 第1項各号の事由がお客様の責に帰すべきとき

#### 第14条（分割支払請求権の譲渡）

1. お客様は、当社が本契約に基づきお客様に対し有する債権を第三者に譲渡することおよび第三者の担保に供することにあらかじめ同意するものとします。当社およびかかる第三者は、当該債権の譲渡、または担保に供することにつき、お客様への個別の通知または承認の請求を省略することができるものとします。
2. お客様は、前項に定める債権の譲渡等が行われるに際し、当該債権に関しお客様が有する抗弁（同時履行の抗弁、相殺の抗弁、取消、解除、無効の抗弁を含みますがこれらに限りません）を放棄するものとします。ただし、第13条に定める支払停止の抗弁は放棄されないものとします。
3. お客様は、当社が第1項の規定に基づき第三者に債権を譲渡または担保に供する場合において、当社がお客様の氏名、住所および契約者識別番号等のお客様の契約者情報、ならびに金融機関の口座番号およびクレジットカード番号等のお客様の決済情報を当該第三者に提供することにつき、あらかじめ同意するものとします。また、お客様は、当社が当該第三者から譲渡または担保に供したお客様に対して当社が有する債権にかかる支払状況等の情報の提供を受けることにつき、あらかじめ同意するものとします。

#### 第15条（反社会的勢力の排除）

1. お客様は、お客様が、本契約成立の時点において次のいずれにも該当しないこと、ならびに本契約の期間中および将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
  - (1) 暴力団
  - (2) 暴力団員および暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者
  - (3) 暴力団準構成員
  - (4) 暴力団関係企業
  - (5) 総会屋等
  - (6) 社会運動等標ぼうゴロ
  - (7) 特殊知能暴力集団等
  - (8) 前各号の共生者
  - (9) その他前各号に準ずる者
2. お客様は、自らまたは第三者をして次のいずれかに該当する行為を行わないことを確約するものとします。
  - (1) 暴力的な要求行為
  - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
  - (4) 風説を流し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為
  - (5) その他前各号に準ずる行為
3. お客様が第1項もしくは第2項のいずれかに該当した場合、第1項もしくは第2項の規定に基づく確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、当社が行う本条に関する必要な調査に応じない場合、または当該調査に対して虚偽の回答をした場合のいずれかであって、本契約を締結するこ

と、または本契約を継続することが不適切であると当社が認める場合には、当社は、お客様との本契約の締結をお断りし、または本契約をなんらの催告なしに解除することができるものとします。本項に基づき本契約が解除された場合、お客様は、分割支払金の支払義務その他の本契約に基づきお客様が当社に対して負う債務の全てについて期限の利益を失い、直ちにかかる債務の全ての弁済義務を履行するものとします。

4. 前項の規定の適用により、当社に損失、損害または費用（以下「損害等」といいます）が生じた場合には、お客様は、これを当社に賠償する責任を負うものとします。また、前項の規定の適用により、お客様に損害等が生じた場合でも、お客様は、当該損害等について当社になんら請求をしないものとします。

#### **第16条（個人情報の取扱い）**

当社は、本契約にかかるお客様の個人情報の取扱いについて、「割賦販売・個別信用購入あっせん等における個人情報の取扱いについて」を定め、これを当社のインターネットホームページ等において公表しております。

#### **第17条（準拠法・合意管轄裁判所）**

1. 本約款および本契約の成立、効力、履行、解釈に関する準拠法は、日本法とします。
2. 本約款、本契約およびこれに関連する取引により生ずる権利義務に関する訴訟は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### **第18条（本約款の変更）**

当社は、民法（明治29年法律第89号）第548条の4の規定に基づき、次のいずれかに該当する場合は、約款の変更をすることにより、変更後の約款の条項について合意があったものとみなし、個別にお客様と合意をすることなく本約款の内容を変更することができるものとします。この場合において、本契約の契約条件は、変更後の本約款によるものとします。

- （1） 約款の変更が、お客様の一般の利益に適合するとき。
- （2） 約款の変更が、契約をした目的に反せず、ならびに変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更にかかる事情に照らして合理的なものであるとき。

以上

制定日：2025年3月25日